

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 日当は、旅行に必要な日数（出頭又は鑑定が移動を伴わない場合にあつては、出頭又は鑑定に必要な日数）に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千七百五十円以内において、鑑定人については一日当たり八千三百五十円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 日当は、旅行に必要な日数（出頭又は鑑定が移動を伴わない場合にあつては、出頭又は鑑定に必要な日数）に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人については一日当たり八千五百円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。